

第5節 資器材等提供

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	災害時における資器材等の提供に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容・資器材提供・安置施設の提供等	平成13年1月17日
2	災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関する協定書	公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会	遺体の搬送、安置等、葬祭用品等の資機材・消耗品の調達	令和3年10月15日

【物資供給】締結機関連絡先

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区虎ノ門5丁目13-1			
株総合センター	呉市西中央2丁目2-12	本社	0823-23-1288	0823-33-0667

1 災害時における資機材等の提供に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

災害時における資機材等の提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 呉市内において地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）が発生し、多数の死者が発生した場合に、甲は乙に対して次に掲げる事項を要請し、乙は当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第2条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態が発生したときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る事項において、甲の指示に従い第1条各号に掲げる協力を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第1条各号に掲げる協力を行ったときは、次に掲げる事項を、文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙

の協力に要した経費について、負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定による請求があったときは、請求があった日から1か月以内に乙が指定する支払先に支払う。

（価格の決定）

第8条 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては総務部総務課長の職にある者を、乙にあっては専務理事を当該責任者とする。

（通知）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第13条 この協定は、平成13年1月17日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月17日

甲 呉市中央四丁目1番6号
呉市
呉市長 小笠原 臣 也

乙 東京都港区虎ノ門5丁目13番1号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下 宗 吉

2 災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関する協定書（公益社団法人 広島県トラック協会霊柩部会）

災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体の搬送、安置等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）が発生し、多数の死者が発生した場合に、甲が乙に対して災害応急対策の実施に必要な遺体の搬送、安置等の業務に関し協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の搬送を行う車両の配車及び遺体の搬送
- (2) 遺体を安置する場所の提供、維持管理等
- (3) 前2号の業務において必要となる葬祭用品等の資材、機材及び消耗品の調達
- (4) 第1号及び第2号に掲げる業務に関する助言等を行う専門家（以下「霊柩運送等に関する専門家」という。）の派遣

（要請）

第3条 甲は、災害応急対策の実施に当たり、遺体の搬送、安置等を行うため必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 甲は前項に規定する要請をする場合は、遺体搬送等協力要請書（様式第1号）により乙に要請する。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請するものとし、その際は、要請後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る事項において、甲の指示に従い第2条各号に掲げる業務を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条に規定する要請により協力を行ったときは、遺体搬送等実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づく乙の協力に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、前条に規定する費用について、甲に対して請求書（様式第3号）により請求するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定に基づく請求があった場合は、第5条の報告と照合の上、速やかに、乙に対してその費用の支払をするものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定める事項について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年10月15日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新 原 芳 明

乙 広島市東区光町2丁目1番18号
公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会
部会長 向 井 祐 治